

公共下水道事業受益者負担金事務に関する説明会 会議録	
開催日時	平成 26 年 5 月 26 日（月） 午後 6 時 30 分から
場 所	白馬村農業体験実習館
出席者	住民 12 名（出席者名簿上の人数） 太田村長、窪田副村長 上下水道課：酒井課長、田中課長補佐、長澤主査

進 行

酒井課長が、説明会を次第に沿って進めること、説明会は 2 時間を目安に進めさせていただきたい旨を述べた。

1. 開 会

窪田副村長が、説明会を開会する旨を述べた。

2. 挨拶及び経過報告

太田村長が冒頭に次のように話した。

受益者負担金問題が発覚して以来、調査検討を行ってきたが、ようやく報告書概要版を作成して各戸へ配布させていただき、詳細についてはホームページにアップした。こうして皆様にお会いして説明させていただくことは、最初の約束でもあり、本日は第 1 回目である。私の方からはこれまでの経過について説明させていただき、その後、担当から詳しく説明をする。

《説明要旨は別紙》

3. 事務改善報告書の説明

田中課長補佐が、「白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書概要版」に沿って、記載内容について説明した。

《説明要旨は別紙》

4. 質疑応答

Q. 一点目は、概要版の内容をもう少し噛み砕いて説明してほしい。

二点目は、村民の方々は、概要版を読んだり説明を聞いただけでは下水道問題の何が問題だったのかわからない。今日これだけ参加者が少ないということは、どうせ参加しても内容がわからない、行政側が自分たちに都合がよいことをいうだけだと思われているからではないか。住民が参加して聞きたいと思うような説明会を開いていただきたい。明日以降も説明会があるのでやり直してほしい。

三点目は、報告書自体の質問である。議会の付帯決議書には、「下水道事業計画からのすべての事実を調査し明文化して公文書として残せ」と記載してある。この報告書はそれをやっていないと思う。自分は、賦課替えについては一番大事であり問題点であると思う。この概要版には賦課替えについては書かれていない。これで議会の要請を守っているのか、尊重すると言っているが尊重しているのか。こういった嘘を記載してもらっては困るし、とても不誠実なことである。賦課替えについてどうして記載しないのかと尋ねれば、「どうせ裁判中であるから」と答えるであろうが、裁判は裁判である。行政は賦課替えについて合法と思えばそのように記載すればよいではないか。そうしないと議論にならない。

次に、報告書の村長の言葉の最初のところに、「受益者負担金における時効消滅問題」という言葉が出てくる。時効消滅問題は確かに大問題であるが、事務事業の方法が改善されれば、こういった

問題がなくなってくると読めてしまう。また、時効消滅問題が唯一の問題であるかのような錯覚を起こさせる。しかし実際はそうではなく、もっとたくさん問題がある中の一つに過ぎない。事務事業にどんな問題があったのかではなく、知りたいのは下水道事業にどんな問題があったのかである。確かに事務事業にも大きな問題があって、それを改善するための報告書ではあるが、それによって下水道事業そのものには問題がなかったかのような錯覚を起こさせる。事務事業の点では、「諸問題の要因分析」に記載されており、まさにそのとおりであるが、下水道事業に携わった職員の倫理だとか専門知識などには触れていない。事務事業のやり方を変えれば改善されるというのはそのとおりであるが、それ以前の問題として、プロフェッショナルな職員を作ることが必要ではないか。それから絶対に法律を守らなければならないといった倫理意識を高めないと必ず再発することになる。いくら報告書にまとめても何の意味もなくなってしまう。まず第一に、職員はプロ意識を持たなければならない。自分や家族を犠牲にすることが当然起こってくるが、村民の生命と財産を預かっているのだからそれで済む話ではない。

次に、この報告書にはコンプライアンスといった難しい言葉が出てくる。コンプライアンスの言葉の意味が解説されているが、日本語で表現できるところは日本語で書いてほしい。コンプライアンスとは法規を守ることであるがこれできていない。何ができていないかという賦課替えである。法規を守れと言っても自らが守っていないではないか。行政側が守っているというならばこのように守っていると記載すればいいし、そのように回答してほしい。

最後に「再発防止に向けた組織づくり」であるが冗談を記載してあるかと思った。情報の開示は何回も私が役場をお願いしていることである。この問題が起こり2年が経過するが一度もこのような説明会を開かなかつたではないか。本気で村民に知らせる気があるならばこんな冗談は記載しないでほしい。どうしてこのような会合を何回も繰り返し開かないか理解できない。

A. 太田村長 賦課替えに関する事など説明が曖昧だった点について、指摘された事項は明日以降の説明会にできるだけ生かしていきたい。ただ、職員は十数年前の資料を探しながら報告書を作成したため、作成に時間を要したことを理解いただきたい。職員は二度とこのようなことを起こしてはいけなさと考えていることを実感している。また、職員にプロを作ることが必要であることは自分も言ってきたことである。しかし、時代によっては本村のような小規模な村では、オールマイティな職員を養成することも必要であったことを理解いただきたい。時代が移り変わり、村民の皆様目が厳しくなってきた現在では、厳しいご意見に対してきちんと答弁ができるプロ職員を作らなければならないことは十分認識しているし、そのための研修を受講させている。担当課から提出された年間の研修計画を総務課でまとめ、年度当初に計画に入れていくことを具体的に進めている。そういった取り組みに対して嘘を書いていると取らないでほしいし、説明不足の点は具体的な指摘をいただければ説明する。

Q. 感想と疑問を言わせていただきたい。数少ない役場職員で日頃苦勞していることは理解できるが、なぜ、10年以上の長きにわたってこの時効問題が放置されてきたのか、行政に携わっていない我々からしてみると素朴な疑問である。役場職員が時効の制度を知らないわけではないので、少なくとも担当課なり村長や上層部の方は知っていたと思うが、それに対して手を打ってこなかったこと自体が疑問である。全国の自治体において下水道受益者負担金に限らず、このような事例があるのだろうか、あるとは思えないのが率直な感想である。

二つ目は、ホームページで報告書の本文を読ませていただいたが、私が感じたところでは根本的な制度の問題ではないかと思う。例えば金額の問題では1平方メートル900円とのことであるが、坪にすると3000円にもなる。しかも住むことがないだろうといった土地までも坪3000円を支払えと言うのは、村と都市とでは一緒にできないという考え方もあるが、現実的に住民の理解が得られていたのか理解ができない。下水道管が入ったところをすべて受益地とするといった当初の計画自体が、また、現時点でもそれを変えようとしていない事も理解できない。十分に村民の理解が得られていたのかどうか。推測ではあるが、わからない、あるいはよく理解していない、そんなものは払えないということがあって納付しない村民が多かったのではないか。どんな問題でも個人の責任は確かにある。しかし、例えばバスなどが居眠り運転が原因で自動車事故を起こしたとき、居眠り運転を起こした原因は何であったのか、最近の勤務実態などを調べることになる。それは個人の問題には違いないが、そういった勤務をさせていた事業者の問題でもある。また、組織的要因とも記載されているが、下水道課の問題ではなくて、それをそのまま進めてきた役場の問題である。

賦課替えの内容については私もよくわからないので触れることはできないが、この概要版でさえ、「不可解な点が多い」、「家が建つことがないような所までも排水区域にした」など、自ら分かっていたにもかかわらず10年以上も放置してきたということが、これまでの行政の態度としてあってよいのかというのが二つ目の疑問である。

最後に、「加入分担金制度は多くの問題点をはらんでいることから制度の見直しを検討します。」とあるが、具体的に何をどのように検討しているのか。この報告書はあくまでも事務改善であり、役場内部の事務改善や再発防止に向けた取り組みでないか。村民の皆様に下水道事業の資質、制度をこう変えるといった趣旨になっていないのではないか。いわゆる内部資料的な報告書としては意味がよくわかるのだが、最初に言ったように制度の見直し、条例の見直し、下水道事業の新しいシステムをどう構築していくのかが見えてこない。それが見えてこない以上、村民の皆さんが納得をするのだろうか。それが無いといくら説明会を開いても納得を得にくいのではないか。現在は報告書の作り方がそのようにしか取れないが、制度の見直しを検討した後で、改めて報告書を作成して、説明会を開催することができるのかを含めて尋ねたい。

A. 酒井課長 最初に十数年も放置されてきたとの指摘であるが、途中で賦課替え制度を導入した結果、時効が中断したものと誤った理解をしていたという事実があったようである。

次に時効制度の理解度であるが、自分も下水道事業の開始から十数年前まで下水道課に所属し工事担当をしていたが、受益者負担金の時効制度について当時は正確に理解していなかったのは事実であり反省の必要があると思っている。

下水道事業の制度自体に問題があったのではないかという点に関しては、もう少し噛み砕いてご質問をいただければと思う。

見直しの内容については改善報告書に従って進めている。賦課の関係についても排水区域の見直しを図っていく。猶予地については更新申請をしていただくことを今年度予定している。また、新たなシステム構築に関しては、始まった段階で積極的に皆様にお知らせしていきたい。

情報開示についても色々な機会ですべての都度説明をしていきたい。例えば来月には水道週間があり施設の見学会を予定しているが、そのような機会においてもこの問題について内容を説明したい。

A. 窪田副村長 下水道事業そのものの善悪についてと聞こえたが、昔ほどの家庭でも衛生的でないトイレであり、排水もそれぞれが宅地内に地下浸透させるといった状況で、非衛生的な生活状況であったが、下水道を引くことによって、より衛生的な生活ができるということで、下水道事業そのものは決して否定されるものではないと思う。ただ、事業を進める中で様々な問題が生じてしまったことを理解してほしい。その要因として、当時どれだけの村民から事業の理解を得ていたかという疑問を持つ方もいると思うが、すべての皆さんに等しく情報を提供したかという点については疑問もあるが、事業の推進にあたっては地区の公民館で一定の説明をさせていただいた。このような問題が生じた要因については、報告書の諸問題の要因分析に記載してある。

元の報告書に96ページにわたって記載されているものをこの概要版に要約して記載したことから、十分ではない点が多々あるかと思うが、ご指摘の意見は意見として承り、以降の説明に反映させたい。

下水道事業そのものについては、アンケート調査の結果、村民が望んでいたことでもあり、議会からの要望もあった。ただ、事業の進め方について様々な問題があったということである。

A. 田中課長補佐 回答の補足をするが、受益者負担金の時効消滅問題については、数年前から全国各地で発覚し、県内においても大町市、安曇野市、小谷村などで発生している。なぜこれほど多くの自治体でこのような問題が生じたかということ、下水道事業の受益者負担金の消滅時効は都市計画法で定められているが、時効の起算日については何ら謳われていない。そこで各自治体は、時効の起算日について独自に解釈をしている。白馬村でも時効の起算日の考え方が曖昧のまま平成23年度まで来ており、平成24年度になってから各期の納期限を時効の起算日とすることが明確化されたものである。

次に報告書中の「受益者負担金事務の改善の方向」であるが、これから受益者の皆さんをお願いをしていくことや、職員が注意を払わなければならないこと、村として取り組んでいかなければならないことなど、なるべく具体的に表現するように配慮したつもりである。実際に昨年度から実行しているものもあるし、これから実行していくものもある。また、検討するといった表現で記載してある項目は、正直なところ、その時点では具体的な改善策が見出せなかったところである。それ

以外の項目については、できるだけ具体的に記載したつもりである。

Q. 先ほど村長は、職員がいかに苦勞してこれを作ったかということに触れたが、私は報告書のプラスの面として言えば、ある意味でという限定詞をつけなければならないが、想定以上に率直に記載されており、これは十分評価してもよいと思う。ただし、検証や報告書の結果については、外部の者、第三者機関、あるいは専門家による評価を受けていない。例えて言えば原発の東電の報告書がまったく信用されないのと同じである。せつかくこれだけやっておいて信用されないことは残念である。内部の人間が内部の問題を検証すると甘くなる。このことは日本だけではない。客観性を担保するためには専門家に評価をしていただく、場合によっては第三者委員会を並行して立ち上げて調査をしていただく。何しろ資料は行政が一番持っているわけだから、この報告書の率直さを素直に評価して、それをどのように生かすのかという方法を今からでも遅くないから実行してほしい。それがないとこの報告書は、報告書の名に値しないものだと思えるを得ない。

もう一点は、住民に知らせることが必要だということは前から言い続けてきた。私は目が悪いからこの報告書本編を読むためにはパソコンから印字しなければならないが、とてもしんどい。そこで役場に3部の印刷を頼んだら1部2000円近い料金がかかった。3部で6000円近くを支払った。役場では1枚20円の計算で料金を徴収している。一般的にコピーは10円であり、隣の大町市も10円である。ただ小谷村は30円であった。それぞれの事情はあるであろうが、この問題は皆に知らせなければいけないという熱意があれば、2000円をかけて手に入れさせるというのはおかしくないかというのが素直な気持ちである。議会の資料を読むにも1枚20円である。議会の資料は受益者の負担ではない。本当は村民が来て知ってもらいたいわけではない。議会の資料は無料でもいいくらいであるが、実費を負担せよということであればやぶさかではない。ただ少なくとも10円にすべきではないか。それとの関連で言うと、こういうことについてホームページ上で公開するという言い方をすることが非常に多い。自分は偶然に職業上パソコンを覚えたが、自分の年代でパソコンを自由に操る者はそれほど多くないと思う。それだけホームページを活用するのであれば、どのくらいの方がパソコンを使えるのかを調査をした方がよいのではないか。自分もそのデータがほしい。恐らく高齢者はパソコンが使えない人が多いのではないか。それでは、どうしたらいいかという残念ながら活字媒体を利用するしかない。非常に面倒であるが、知らせなければならないことならやるしかない。また、有線テレビでも伝えていると村長は言ったが、有線テレビの加入も半数位の村民だけではないか。さらに加入している人でも自主放送を見る人は限られてくる。色々な媒体を使うのは結構であるが、最終的には紙媒体を大事にしていくしかない。

それに関連してもう一点は、昔に戻って掲示板を三つくらいの区の一つ作ったらどうか。ホームページだけに頼ることはやめてほしい。現在の「広報はくば」は実際には生きていない。検診や注射のお知らせはあるが、肝心なところが欠けている。もう少し厚くしてもよいのではないか。

それから賦課替えの問題であるが、まず第一に賦課替えという言葉を理解している人は少ない。私も勉強したから少しは理解したが、まだわからない部分がある。なぜ、条例から規則を作って分担金を徴収するのか。また、なぜそのような制度に替えたのか。その制度とはどのようなものかという点を丁寧にやさしく説明する必要があるのではないか。そうすれば村民も、「これはおかしい」、「説明会を聞きに行こう」ということになるのではないか。むしろ村民に対しては、あまり内容がわからないという前提で物事を進めた方がよいのではないか。賦課替えの制度をどうして導入したのかから説明しなければならないのではないか。

A. 窪田副村長 ご意見として承る。情報公開の関係であるが、すべての情報を何人にも等しく提供することは一番大事なことであるが、それはどんな手段を用いるかということだと思う。先ほどの話のように紙媒体が一番よいわけであるが、不幸にして目が見えない方には伝わらない。我々がホームページを使っているというのも、一つの手段として使っている。ホームページや村の広報誌を通じて情報公開をしていきたいと思うし、今回のような情報はページ数を増やして知らせることが必要である。音声での広報については放送時間が決まっているので難しいこともある。

賦課替えに関しては、概要版では僅かしか掲載していないが本編ではかなりの部分を割いて検証した内容が載っている。説明不足な点は改めさせていただくが、全体的にはかなりの部分で問題提起をしているということでご理解をいただきたい。

Q. まず紙媒体の情報の回答であるが、紙媒体で差別される人が出てくることはわかっている。目が見えない人は読めないわけであるがそれでよいとは思っていない。ほとんど読めないという人を

知っているが、その方はコンピュータを用いて耳から音声で入る情報で理解をしている。議会の情報は、議会事務局が協力してくれたが、その作業はとても大変な作業であったことかと思う。それでも数が少ないという事であっても、その方はこの村民なのだから同じような便宜を図ってもらう権利はある。数が少ないから我慢しろというのは、あまりにも血も涙も無い話である。私は、行政に対して「広報はくば」を耳から聞こえるようにしてほしいという要望をして、役場では一生懸命それをやってくれた。ところがコンピュータ上でうまく動作しなかったため、その方はとうとうすべてを諦めてしまった。村長に言いたいのが福祉に金がかかるのはしょうがない。金のことを言い出したら一人の人権を否定することになる。自分も耳が聞こえにくいが何とかやっている。今回要約筆記をお願いしたのも自分である。これで大変助かっている。だんだん耳が聞こえにくくなっている人でも何とかついていけるということになれば、もっと大勢の人達が参加できるようになる。これは全国に誇ってもよい話である。福祉については、その人ができるだけ私達と同じような生活ができるように考えることが必要である。

Q. 私にとって関心があるのは、村長は、この報告書を元にしてこれからこの下水道問題を一体どういう着地点を目指し、どういようように解決をしていくのかというビジョンを持っているかということである。報告書の内容を一つ一つ実行していくのが着地点であるというのも回答である。加入分担金制度をやめる、あるいは改革して存続するというのも一つの回答である。私が報告書を何度も読んでわかってきたことは、もうぐちゃぐちゃで手がつかない状況であるということである。報告書では、様々な事務において、本来はこのように事務が行われなければならないところを、実際はこのように行っていたということが全部書いてある。これは非常に参考になることだが、もう手がつけられない状況かと思う。どうやってこれを收拾していくのかと思ってしまう。これに対して村長は着地点をどのように考えているのか聞かせてほしい。

A. 太田村長 1億500万円余の受益者負担金が取れなくなったことをどうするかということにつながるかと思う。この責任は行政側にあるわけだが、この1億500万円を担当した職員に負担をしろということを言える状況にはない。ただ、制度的にその原因を追究して、再発防止のシステム構築をすることが第一点である。それに加え、猶予地として扱っているが、農地に賦課をしているといった非現実的な部分は改善をして排水区域から外すなど、できるだけことを実行していくべきと思っている。最後に、努力をしたけれどこれ以上はできないというところまできたら、素直にお詫びをすることが行政として大事だと思っている。

先ほど、全国にはこのような事例は無いだろうという指摘があったが、ざっくりではあるが百数十件ほどこういった事例があった。本村の隣村や隣の市でも発覚したことが引き金になって、本村でも発覚したが、他の自治体がどのように対応したかと言えば、正すべきところを正し、職員にもそれなりのペナルティーを与えている。住民にお返しをする取り組みは、今後の姿勢では是非ご理解をいただきたいということで終結させていただきたい。村民の皆様にもそのことは率直に話をして理解をいただくしかないと考えている。

この問題そのものも、担当した職員も起こそうとして起きたものでは決してない。たまたま下水道事業に取り組んだ時の社会的背景も理解いただきたい。こうした弱小自治体が都会並みの下水道整備をしなければならなかった、また、都会並みの家屋連担区域と本村のように集落が点在している地域を同じ都市計画法で事業実施することにも無理があったのではないかという気がしている。そんな点も率直に反省をして理解していただくしかない。

Q. 質問に対して真正面から答えていない。ただ、村長の気持ちはわかった。結局何が原因かということについて答えが出ていない。これは非常に簡単な話で公共事業の進め方に問題があるからである。それがあらゆる問題点の原因になっている。国政も県政も同様である。ほとんどは公共事業の進め方が曖昧、適正ではない、住民に知らされないといったことで進められることが第一の問題である。職員の考え方や倫理意識といった問題点もあるが、それはそれ以前の話である。これからまだ爆発するかもしれないと見ているのは、スノーハープの改修に対して必ずしも村民が納得しているわけではない。下水道事業について言えば、最初にアンケートを取ったら皆が賛成したとしている。しかし、アンケートを取った後に、1平方メートルは900円の単価や家が建っていない土地にも賦課をすると決めたのだから、それについて賛成したわけではないと思う。アンケートを取って賛成多数だったというのは何の理由にもならない。今回の報告書においてもパブリックコメントを求めればよかった。説明会では言いにくい人もいるかもしれない。パブリックコメントならば

書いて提出すればいいことである。この報告書は誰の意見を聞いて作成したかと言えば、議員と職員と書いてある。なぜ、住民の意見を聞かないのか。自分はいつも批判ばかりしていると言われていたがとんでもない話である。たくさんのアイデアを持っている。しかしチャンスがない。パブリックコメントがあればそれが一つのチャンスである。

村長はもう一度着地点を考えていただき、これからどうするのかということ、今日でなくても結構なので応答していただきたい。

Q. 下水道事業を否定しているつもりはないし、もっと進めるべきだと思っている。個人的には自然と共存していくために下水道の有用性を理解しているつもりである。また、他の自治体では例がないのではないかと聞いたのは、同じような規模の自治体で1億円もの時効額が発生した事例はないのではないかという意味である。大町市の例も耳にしたが、金額はこれほど大きな額ではなかったかと思う。

要するに根本は、起こってしまったことは仕方がないことで過去を反省するところから始めることになるが、今後のことが見えてこない。報告書を読んでも具体性が見えてこない。例えば900円の負担金単価が適正な金額なのか、受益者負担金の単価の1.5倍という加入分担金の単価は適正な金額なのか。もっと現実的に先を見通した改善策が見えてこないため理解ができない。様々な改善方法が示されているが、下水道事業そのものについて明確な記載がないため、信頼が得られないのではないかと感じる。反省だけで終わっているという感じがある。また、第三者を含めた機関で検討をしてこなかったのが行政として問題ではなかったか。

A. 太田村長 金額が大きくなったことについては、自分としてもこのような過ちを早く発見できれば、ここまで大きな金額にならなかったわけであり非常に残念である。

A. 田中課長補佐 徴収猶予については施行規則で詳しく定められているが、本村の規則では、これまで更新申請を義務付けしていなかった。あくまでも猶予事由がなくなった時に受益者の申し出によって徴収猶予を解除して賦課をすることとしていた。この度の改正では、2年に一度の更新申請を規則化して、その都度許可をしていくこととした。また、現在本村では100ヘクタールを超える土地を徴収猶予していることから、これを管理していくことが非常に困難であるため、近い将来に家が建つことがないような土地については、排水区域から外す処理をしていきたい。

加入分担金賦課については、受益者負担金条例第6条ただし書きによって賦課替えされたものと、第11条によって賦課替えされたものの2種類が存在する。これを同様に扱ってよいのか、第6条による賦課替えだけを排水区域から外すのか、そのような検討作業がまだ終わっていない。今後、専門家の意見も聞きながら、より具体的な改善の方向を定めていきたい。

進 行

他に質疑等を求めたが無く、本日の指摘事項を踏まえて明日以降の説明会に臨む旨を述べた。

5. 閉 会

窪田副村長が、説明会を閉会する旨を述べた。

20:34 閉会